

平成17年度第7回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、
化学物質審議会第49回審査部会及び
第50回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会合同会合
議事録【第一部】

1. 日 時 平成17年11月18日（金）
【第一部】13:00～15:45
2. 場 所 経済産業省別館1120共用会議室（別館11階）
3. 出 席 者（五十音順、敬称略）

薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会委員

井上 達（座長）	有馬 郷司	江馬 眞
林 眞	廣瀬 雅雄	前川 昭彦
安田 峯生	吉岡 義正	渡部 烈

化学物質審議会審査部会委員

池田 正之	内田 直行	北野 大
藤木 素士	前川 昭彦	米澤 義堯

中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会委員

青木 康展	池田 正之	井上 達
中杉 修身（委員長）	吉岡 義正	

事務局

厚生労働省	佐々木化学物質安全対策室長	
経済産業省	辻化学物質安全室長	
環境省	森下化学物質審査室長	他

4. 議 題

【第一部】

- (1) 前回審議結果の確認
- (2) 既存化学物質の安全性点検について
 - 1) 分解性・蓄積性について
- (3) 既存化学物質の審議等について
 - 1) 難分解性・高濃縮性判定済みの既存化学物質について
 - 2) 人健康影響・生態影響について
- (4) その他

5. 議 事

【第一部】

○事務局（経産省） ちょっとおくれるという連絡が入っている委員もおりますが、時間が参りましたので、ただいまから「平成 17 年度第 7 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会」、「化学物質審議会第 49 回審査部会」及び「第 50 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会」の合同審議会を開催したいと思います。

本日は、いずれの審議会も開催に必要な定足数を満たしており、それぞれの審議会は成立していることを御報告いたします。また、各審議会から本日の会合への具体的伝達手続はそれぞれの省により異なりますが、化審法第 41 条に基づく新規化学物質の判定に関する諮問が大臣よりなされている審議会もございますので、よろしくお願いいたします。

なお、本審議会は、既存化学物質の審議と新規化学物質の審議を一部と二部に分けて実施し、本日は 13 時から 15 時 45 分までを第一部として、既存化学物質の審議を公開で行います。終了後、休憩をはさみまして、第二部として通常の新規化学物質等の審議を行いますので、よろしくお願いいたします。

本日の全体の議事進行につきましては、経済産業省化学物質審議会の西原部会長が御都合により御欠席のため、池田委員にお願いしたいと思っております。

まず、審議に入ります前に、お手元にお配りしました資料の確認をさせていただきたいと思っております。資料 1-1 としまして「既存化学物質点検（分解性・蓄積性）結果」、資料 1-2 としまして「前回難分解性・高濃縮性判定済みの既存化学物質の毒性評価結果」、資料 1-3-1 としまして「前回既存化学物質審査シート（人健康影響・生態影響）」、資料 1-3-2 としまして「4-メチル-1-ペンテンの生態影響試験について」、資料 1-4 としまして「前回議事録」、資料 2 としまして「既存化学物質点検（分解性・蓄積性）結果」、資料 3-1-1 としまして「難分解性・高濃縮性判定済み（予定）の既存化学物質の毒性評価について」、資料 3-1-2 としまして「第一種特定化学物質へ該当するか否かの審議

審査シート（人健康影響・生態影響）」、資料3-1-3としまして「有害性情報調査報告書」、資料3-1-4としまして「既存化学物質の人健康影響に関する情報（第一種特定化学物質審議関係①）」、資料3-1-5としまして「既存化学物質の人健康影響に関する情報（第一種特定化学物質審議関係②）」、資料3-1-6としまして「第一種監視化学物質の人健康影響に係る毒性の評価について」、資料3-1-7としまして「既存化学物質の人健康影響に関する情報（第一種監視化学物質評価関係）」、資料3-2-1としまして「既存化学物質審査シート（人健康影響・生態影響）」、資料3-2-2としまして「既存化学物質の人健康影響に関する情報（第二種監視化学物質審議関係）」、資料3-2-3としまして「既存化学物質の生態影響に関する情報」、参考資料としまして、参考1「委員名簿」、参考2-1「監視化学物質への該当性の判定等に係る試験方法及び判定基準」、参考2-2「水溶性ポリマーの生態毒性について」、参考3「既存の第一種特定化学物質及び2-（2H-1，2，3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4，6-ジ-tert-ブチルフェノールに関する毒性評価一覧」、参考4「特定化学物質及び監視化学物質の要件及び評価のための試験項目について」、参考5「第一種監視化学物質に係る管理措置の概要」、参考6「既存化学物質審査物質（人健康影響・生態影響）に係る分解性・蓄積性データ」でございます。資料の不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

それでは、議事進行を池田部会長代理にお願いいたします。

○池田部会長代理 承知しました。池田でございます。きょうは西原先生がお見えになれなくて、代役を務めさせていただきます。慣れませんが、どうぞよろしくお力添えのほどお願い申し上げます。

早速でございますが、資料はお手元に全部そろっているということでよろしゅうございましょうか。それではまず、議題1に入りますが、「前回審議結果の確認について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（環境省） それでは、資料1-3-2をごらんください。「4-メチル-1ペンテンの生態影響試験について」でございます。

前回、この物質につきましては、蓄積性及び生態影響の部分について御審議いただき、その際に、蓄積性の文献値として記載されている水溶解度と生態影響試験で求められている水溶解度に乖離が認められたことから、生態影響試験の対水溶解度の測定方法について確認した上で御報告させていただくとさせていただいたものでございます。

生態影響試験で測定した方法につきましては、裏側をごらんください。そちらの方に対水溶解度の測定方法を記載させていただいております。こちらの方法等を踏まえまして、以下の理由から、「収集された情報からは第三種監視化学物質相当に該当するとは判断されない。」とさせていただきたいと思っております。

生態影響試験で求められている対水溶解度の測定方法については適切な方法で実施されていること。蓄積性の方で参考データとして出されていまして文献の溶解度につきましては、

顕微鏡で観察可能な範囲以下のエマルジョンを含めて算出されている可能性があること。生態影響試験そのものについては適切な方法で行われていることでございます。

以上よろしくお願ひいたします。

○池田部会長代理 ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

それでは、次に進ませていただきます。

○事務局（経産省） そのほかの結果につきましては、資料1-1、1-2、1-3-1及び1-4に整理させていただいております。内部の手続が終了次第、各省のホームページ上で公開させていただくことを予定いたしております。

○池田部会長代理 ありがとうございます。

どうぞ、御参照くださいますように。

○池田部会長代理 きょうは議題が多いので、少しピッチを早めまして、議題2に進めさせていただきます。「既存化学物質の安全性点検について」でございまして、「分解性・蓄積性について」に進みたいと思います。それでは、議題2の「既存化学物質の安全性点検分・蓄」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（経産省） それでは、既存化学物質点検（分解・蓄積）結果について説明させていただきます。資料2に基づきまして説明させていただきます。資料2の1ページに記載してあります6物質について、通して説明させていただきます。

まず1つ目の物質ですが、5ページ目をごらんください。2-2017、ドデシルりん酸ナトリウムという物質です。本物質につきましては分解度試験が実施されております。4週間の試験期間で、BOD 平均分解度 61%、LC-MS 平均分解度 100%となっております。また、DOC 検出率はすべての試験液におきまして2%程度となっております。分解残留物はほとんどないことが示されております。これらの結果から、本物質は良分解と考えられます。

続きまして、2つ目の物質ですが、6ページ目をごらんください。2-3291、酢酸3-メチルー3-メトキシブチルでございます。本物質につきましても分解度試験が実施されておまして、4週間の試験期間で BOD 平均分解度 90%、TOC 平均分解度 97%、GC 平均分解度 100%となっております。本物質につきまして、特記事項としまして、（水+被験物質）系におきまして、被験物質は一部加水分解をしております。3-メトキシ-3-メチルブタノール及び酢酸に一部加水分解しております。これらの分解生成物は両物質とも良分解という判定が既になされております。以上の結果から、本物質につきましても良分解と考えられます。

続きまして、3つ目の物質ですが、7ページ目をごらんください。2-2544、オルト酢酸トリメチルという物質です。分解度試験が実施されておりますが、本物質につきましても、分解試験条件下、具体的には25℃、振とう後10分後、速やかに加水分解しております。加水分解の結果、メタノール及び酢酸メチルが生成されておりますが、両物質とも良

分解という判定の結果が出ております。以上の結果から、本物質につきましては良分解と考えられます。

続きまして、4つ目の物質でございますが、8ページ目をごらんください。2-542、アセトンでございます。分解度試験が実施されておまして、4週間の試験期間でBOD平均分解度96%、TOC平均分解度99%、GC平均分解度100%となっております。(汚泥+被験物質)系におきまして、DOCはほとんど残留せず、GCクロマトグラム上におきましても被験物質及び変化物のピークは認められておりません。以上の結果から、本物質につきましては良分解性と考えられます。

続きまして、5つ目の物質です。9ページをごらんください。3-521、2, 5-キシレノールでございます。分解度試験が実施されておまして、4週間の試験期間でBOD平均分解度0%、TOC平均分解度2%、HPLC平均分解度2%となっております。(水+被験物質)系及び(汚泥+被験物質)系ともに、HPLCクロマトグラム上に被験物質以外のピークは認められておりません。これらの結果から、本物質は難分解と考えられます。

続きまして、6つ目の物質でございますが、10ページをごらんください。3-46、クロロメチルスチレンでございます。本物質につきましては、4-クロロメチルスチレンにて試験が実施されております。4週間の試験期間で、BOD平均分解度0%、HPLC平均分解度100%となっております。

特記事項としまして、被験物質は試験中で加水分解しまして、p-ビニルベンジルアルコールが生成、残留しております。さらにその一部が変化しておまして、p-ビニル安息香酸が3%から5%生成し、残留しております。また、すべての試験液で被験物質の残留率は0%となっております。DOC検出率はすべての試験液でほぼ理論量残留していることから、これらの変化物は水溶性であると考えられまして、HPLC分析で検出されましたp-ビニルベンジルアルコール及びp-ビニル安息香酸以外の変化物は生成していないものと考えられます。

以上の結果から、本物質につきましては難分解と考えられます。

以上、6物質の御審議よろしくお願いいたします。

○池田部会長代理 ありがとうございます。

以上6物質、先の4物質は良分解性、あとの2つは難分解性というのが事務局案でございます。どうぞ御意見をちょうだいしたいと思います。

○北野委員 最初の物質なのですが、良分解性であることは私も認めますけど、対水溶解度を見ると思ったほど溶けてないなという感じがするのです。それにしてもTOCを測定しなかったというのは、何か理由があるのでしょうか。このデータのとおりだとすると約900ppm溶けていますね。私は思ったより溶けてないなという感じがするのです。このデータを見る限り、TOCをやはり測定すべきではなかったかと思えますけど、いかがでしょう。

○事務局（経産省） TOCの方は汚泥区の方は測定しています。こちらの資料には出ていないのですが、0.3mgぐらい出ておりました、パーセントで言うと全体から2%ぐらいの量で汚泥区については出ているのを確認しております。じゃあ、対水溶解度は800mg/Lぐらいなのに何で溶けなかったのか。これはちょっとラボにもいろいろ聞いたのですが、バッファーとの関係でどうしてもそういうことがあるのか。たまにあるのですけれども、あるのかなというような回答をいただいております。

○北野委員 水系はバッファーを使わないですね。

○事務局（経産省） そうなのですね。水系で完全溶解しなかったのですね。ごめんなさい、そういう意味ではちょっと変な。

○北野委員 この溶解度がおかしいということですか。

○事務局（経産省） ただ、この溶解度はラボで測った溶解度なので、ラボの中でちょっと自己矛盾しているところもあるのです。

○北野委員 私も分解することはもちろん異議は唱えませんが、その辺を少しきちんと、こういう溶解度を出した以上はTOCでちゃんと測定するなりしておかないと。試験法に書いてありますね、TOC測れと。その辺のところの考察はどうなっているのでしょうか。ラボにきちんとやるように言っておいてください。

○事務局（経産省） わかりました。

○池田部会長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。よろしゅうございますか。

では、以上の6物質につきましては、判定案どおりということで御了解いただけますか。

ありがとうございました。

では、次に進ませていただきます。

○事務局（経産省） 続きまして、資料2ページの7物質につきまして、説明を通してさせていただきますと思います。

それでは、資料11ページをごらんください。2-1590、2-プロペナー1-スルホン酸ナトリウムです。本物質は今年1月の審議会で御審議いただきまして、BOD平均分解度が33%となりまして、特記事項にも記載されていますが、クーロメーターを使わずに開放系でのBOD分解度がない試験を非GLP試験で行った結果、TOCが94%、HPLCが100%となっております。

このデータにより、前回の審議会では良分解という話もございましたけれども、逆転法再試験という結論になりまして、実施したものが分解度試験の右側のデータになっております。BOD分解度は前回と同様にかなりばらついておりました、平均で42%となっております。HPLCによる被験物質の分解度は平均で3%、TOC平均分解度も10%となっております、事務局案としましては難分解性であるとしております。

続きまして、資料12ページをごらんください。3-526、2、4-ジ-tert-ペンチル

フェノールです。4週間の分解度試験を実施しておりまして、BOD 平均分解度が0%、HPLC 平均分解度が3%となっております。HPLC クロマトグラム上において変化物のピークは検出されず、変化物は生成しなかったことから、事務局案としては難分解性としております。なお、水系における被験物質残留率の低下は、被験物質が揮発してソーラダイムに移行し、吸着したためと考えております。

続きまして、13ページをごらんください。4-346、N, N'-ジ-2-ナフチル-p-フェニレンジアミンです。こちらも4週間の分解度試験を実施しておりまして、BOD、HPLC とも平均分解度が0%となっております。また、HPLC クロマトグラム上において変化物のピークは検出されず、変化物は生成しなかったことから、事務局案としては難分解性としております。

続きまして、14ページをごらんください。3-91、4-クロロベンジルクロリドです。こちらも4週間の分解度試験を実施しておりまして、BOD 平均分解度は0%、HPLC 平均分解度は100%となっております。本物質は試験液中で被験物質がすべて変化し、右下の備考欄にある図のように、水中でp-クロロベンジルアルコールを約90%生成し、さらに微生物により酸化され、p-クロロ安息香酸を約10%生成し、残留したと考えております。事務局案としては難分解性としております。

続きまして、15ページをごらんください。4-1531、2, 3, 4, 4'-テトラヒドロキシベンゾフェノンです。こちらも4週間の平均分解度試験を実施しておりまして、BOD 平均分解度は5%、HPLC 平均分解度は100%となっております。被験物質はすべて変化し、試験液中に残留している水溶性変化物と非水溶性変化物について定性分析を行っております。水溶性変化物を定性分析するために、LC-MSによる分析の結果、変化物ピーク1と変化物ピーク2が検出されました。2つとも構造推定には至りませんでした。

また、非水溶性変化物についてジメチルホルムアミド溶解成分を定性分析するためにGPC測定を、ジメチルホルムアミド不溶成分を定性分析するために、IR測定を行っております。GPC測定の結果、分子量が2000以上の高分子化した変化物であることがわかりました。しかしながら、IR測定をしましたが、変化物構造推定のための有効な情報は得られませんでした。以上のことから、事務局案としては難分解性とさせていただいております。

続きまして、16ページをごらんください。3-2849、ペンタブロモフェノールです。こちらも4週間の分解度試験を実施しておりまして、BOD 平均分解度は0%、HPLC 平均分解度は1%となっております。被験物質はほぼ理論上残留し、HPLC クロマトグラム上に変化物のピークは検出されず、変化物は生成しなかったことから、事務局案としては難分解性としております。

また、蓄積性については濃縮度試験を実施しており、次のページの17ページにございますように、第1濃度区1.9倍以下、第2濃度区20倍以下であることから、事務局案と

しては高濃縮性でないと判断しております。以上のことから、事務局案としては難分解性でありかつ高濃縮性でないとしております。

続きまして、最後ですが、18 ページをごらんください。3-2232、1、5-シクロオクタジエンです。こちらも4週間の分解度試験を実施しております。BOD 平均分解度が0%、GC 平均分解度が3%となっております。被験物質はほぼ理論上残留し、GC クロマトグラム上に変化物のピークは検出されず、変化物は生成しなかったことから、事務局案としては難分解性としております。また、蓄積性については、フラスコ振とう法により分配係数試験を実施しております。log Pow 平均値で3.26であり、事務局案としては高濃縮性でないとしております。以上のことから、事務局案として難分解性かつ高濃縮性でないとしております。

以上、7物質の審議をよろしく申し上げます。

○池田部会長代理 ありがとうございます。

2 ページに記載のございました7物質、いずれも難分解性、下2つは加えて高濃縮性ではないというのが事務局案でございます。どうぞ御意見ちょうだいしたいと思います。

○北野委員 11 ページの物質なのですが、なかなか難しい判定だと思います。また試験を行った試験機関に対してのお願いなのですが、逆転法であるから BOD がばらつくのはわかるのです。しかし、この BOD の値と下の TOC の値がそれぞれ対応しているわけですね。BOD が 82% で TOC が 4%、BOD が 41% で TOC が 17% という、全くめちゃくちゃな値になっているわけですね。これはただ単に平均値をとればいいというものではないし、TOC と BOD がこんなに乖離していて、それをそのまま出してくるというのはいかがなものか。どうでしょう。もちろん難分解とするのがいいのかなと私も思います。けどこの BOD と TOC の関係、考察しているのでしょうか。これらをただ単に平均するというのは、私はちょっといかがかなという感じがします。

○事務局（経産省） 随分議論しました。まず開放系でやったデータと余りに違っていると、これで非常に困ってしまいました。開放系4週間のデータでは TOC もきれいになくなっていきますので、これは本当に良分解だろうということで、確認の意味で逆転法試験指示を。たしか以前、このデータでもう良分解判定でいいのじゃないですかねという議論も出たのですけれども、確認してということで行いました。それで、やはり相当ばらついて。通常法でもボトル間のばらつきというのがございます。北野先生御指摘のボトル間のばらつきとは別に、縦列ですね、BOD と TOC の差というのは、はっきり言ってちょっとお恥ずかしい限りなので。ただ、この物質は炭素の数が少なくて、TOD がどうしても小さいものなので非常にばらついてます。BOD チャートは今回つけてないのですが、余り大きな差は出ていません。それでも BOD の分解度にするると大きく出たというところがございます。これにつきまして、いろいろ考察もラボとも相当議論したのですが、やはり難しいのか、非常に微妙なところだったのかなという結論しか出ませんでした。

あと pH の関係が、少しスルホン酸とかナトリウム塩とかありますが、これは強酸強塩基の中和された物質で、pH もほぼ 6 から 7 の間におさまっているということで、pH の影響も余り考えられなかったということで。少なくとも TOC の分解度でこれだけ残っていて、HPLC 直接分析がこれだけ残っているということになると、BOD の方はばらつきが多いので余り当てにならないのですが、もう難分解と判断せざるを得ないかなといったところでございます。

○北野委員 私も同じように難分解と判断しますが、例えばこういうばらついたデータが出たときに、もう一回やり直すということはできないのでしょうか。

○事務局（経産省） やり直してこうなったので、もう一回というのももちろんあるかと思いますが。きょう御議論いただいて、もう一回ということであればまたあれなのですけれども。

○北野委員 難分解だと私も思います。TOC のデータを見る限りね。ただ、こういうデータで我々が判定したとなると我々の責任というか、そこも私は非常に感じるのですね。やはりきちんとしたデータで判定するなら私も納得しますが。そういう意味でできれば、今後のこととして、こういう説明がつかないデータが出たときはやり直すぐらいのことがあってもいいのじゃないでしょうかということをお願いできれば幸いです。

○事務局（経産省） またよく考えていきたいと思えます。

○池田部会長代理 ありがとうございます。どうぞ。

○米澤委員 今の北野委員の話ですが、これの汚泥ブランクとしての汚泥系でのブランクの BOD の吸収の数字に対して、試験系の 3 つの間の BOD の差というのが約 20% ぐらいしかないのです。ブランクの吸収の 20% ぐらいしかありません。そういうデータでした。ですから、確かに相対的な数字として出したときは非常に大きな違いがこれは出ているものだと思いますが、ただ、絶対的な数字として見ると完全に背景の範囲に入ってしまうようなデータだろうと思います。ですから、こういう物質の場合、BOD で評価すること自体が問題じゃないかなと私は考えました。

○北野委員 確かにおっしゃるとおり逆転法ですから、バックグラウンドが高くて TOD が非常に小さいということで、BOD のばらつきが出るのは私もよくわかります。ただ、このデータをただ出しっ放しにしてというのはいかがかなということですよ。

○米澤委員 それはまさにそのとおりです。

○池田部会長代理 わかりました。「以降注意」のような扱いにさせていただきたいと思えます。

ほかに御意見ございませうか。よろしゅうございませうか。

では、いろいろ議論はございませうけれども、2 ページにございませう 7 物質について、判定案どおりということ御了解いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

では、次に進ませていただきます。

○事務局（経産省） 続きまして、資料の3ページをごらんください。資料の3ページにございます6物質、今回、蓄積性の評価を行っておりますが、これをまとめて御説明させていただきます。

最初に資料の20ページの物質です。o-クロロベンゾニトリル、3-1785です。既に難分解性の判定をいただいております、今回、HPLC法によるlog Powを測定しております。log Pow 平均値で2.0となっており、事務局案を高濃縮性ではないとしております。

続きまして、資料22ページをごらんください。7-1279、4, 4'-イソプロピレンジフェノール・1-クロロ-2, 3-エポキシプロパン重縮合物です。こちらも既に難分解性の判定をいただいております、今回は濃縮度試験を実施しております。今回のサンプルですが、構造式部分の括弧でくくってあります繰り返し単位が、nが0~2のものを含んだもので試験を実施しております。n=2のものが分子量が909となっておりまして、重量比も1%なのですけれども、n=2が分子量800以上のため、濃縮度試験の対象とはしておりません。n=0が分子量340で、こちらは86%含んでおり、n=1の分子量642のものを約13%含んだものについて濃縮度試験を実施しております。

被験物質につきましては、試験水中ではエポキシ部分が開環した変化物と思われるものは確認されておられません。濃縮倍率ですが、ピーク1については最大で6.8倍以下、ピーク2につきましては最大で42倍以下となっております。なお、供試魚からエポキシ部分が開環したと考えられる代謝物が検出されておりますが、参考までにこちらのピークも被験物質換算で求めておりますが、最大で14倍となっております。以上より、事務局案は高濃縮性ではないとしております。

続きまして、資料24ページをごらんください。4-687、2-tert-ブチルアントラキノンです。既に難分解性の判定をいただいております、今回、濃縮度試験を実施しております。定常状態における濃縮倍率が第1濃度区で320倍、第2濃度区につきましては60日まで試験を実施しております、定常状態における濃縮倍率が190倍となっております。以上より、事務局案を高濃縮性ではないとしております。

続きまして、資料26ページをごらんください。4-80、1-メチルナフタレンです。既に難分解性の判定をいただいております、今回は濃縮度試験を実施しております。第1濃度区、第2濃度区いずれも60日まで試験を実施しております、定常状態における濃縮倍率が第1濃度区で520倍、第2濃度区で660倍となっており、事務局案は高濃縮性ではないとしております。

続きまして、資料28ページ、9-1870、1, 3-ジ-orthoトリルグアニジンです。今回、フラスコ振とう法によりますlog Powを測定しております。本物質は解離性物質のため、pH12の緩衝液を用いた試験を実施しております、log Powが平均で2.9となっており、事務局案は高濃縮性ではないとしております。

続きまして、資料 30 ページです。5-860、4-エチルモルホリンです。こちらもフラスコ振とう法によります log Pow 測定を行っておりまして、本物質も解離性物質のため、緩衝液を用いて試験を実施しております。log Pow 平均で 0.08 となっており、事務局案は高濃縮性ではないとしております。

以上、6 物質、御審議をよろしくお願いいたします。

○池田部会長代理 ありがとうございます。

3 ページにお戻りいただきます。6 物質記載がございます。いずれも難分解性であることは既に確認されておりまして、今回新たに、いずれも高濃縮性ではないというのが事務局案として提出されております。御意見をちょうだいしたいと思います。

○米澤委員 上から 2 つ目の物質、7-1279 に関してです。今の事務局からの御説明ですと、n 数が大きな分は分子量が 800 を超える分については、今回の評価の対象外だとして試験しなかった、分析しなかったという話として説明がありました。既存点検として、確かに判定基準としては、800 を超えたものに関しては蓄積性が見られないという経験でもって高濃縮でないという判断にしているという基準になっておりますけれども、ただ、既存点検というのはどういう性質を持っているかということを考えますと、ある程度こうした判定基準に関しても附属データをためていくということが一つの役割としてあるのではないかと考えるんです。ですから、そういう基準に近い値の前後のところに関しては、少し前広に今後試験をして、データを集めていただくということを検討していただけると非常にありがたいと思います。これは現在使っているデータ自体の確認という、判断基準の確認ということになりますので、ぜひその辺を検討していただければというふうに考えます。

○池田部会長代理 ありがとうございます。

事務局から何かお話がございますか。

○事務局（経産省） 今後検討させていただきたいと思います。

○池田部会長代理 ありがとうございます。

ほかには何かコメントございましょうか。

○吉岡委員 生態毒性試験関係は行われておりませんが、濃縮性試験のところに出てきた LC₅₀ 値の値が比較的低い値が並んでおります。その意味で、今後出てくる生態毒性試験の値に興味を持っております。

以上です。

○池田部会長代理 ありがとうございます。

ほかにコメントございましょうか。

実験に関しての配慮の問題、あるいは実験条件で幾つかのコメントがございましたけれども、事務局案それ自体はよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。御了解いただいたものとさせていただきます。

次に進ませていただきます。

○事務局（経産省） 手元の資料の4ページをごらんください。ここから御説明いたします2つの物質につきましては、企業から提供されたデータに基づいておりますので、傍聴者の方に対しては資料配付はいたしておりません。それから、委員の皆様におかれまして、資料の複製・複写は御遠慮願いますようよろしくお願いいたします。

それでは御説明させていただきます。5-3604、2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール。こちらの物質につきましては、まず分解度試験ですが、301B、CO₂発生試験にて行われております。被験物質10mg/L試験区において8%、20mg/L試験区で2%であったため、判定案といたしましては難分解性とさせていただきます。

濃縮度試験ですが、第1濃度区1120から2780倍、第2濃度区2300から5580倍、排泄試験の結果、第1濃度区の半減期は26日、第2濃度区は24日、それから部位別の濃縮度試験では、最も濃縮倍率の低い可食部で第1濃度区1620倍、第2濃度区3310倍であり、濃度依存性があり濃縮倍率が定常状態に達していないことから、第3濃度区指示とさせていただきます。

続きまして、資料の34ページをごらんください。5-3604、2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(tert-ブチル)-6-(sec-ブチル)フェノール。分解度試験、こちらの試験も301B、CO₂発生試験にて行われております。被験物質10mg/L試験区において4%、20mg/L試験区で5%であったため、判定案は難分解性とさせていただきます。

濃縮度試験につきましては、第1濃度区7700倍、第2濃度区1万3000倍、排泄試験の半減期は第1濃度区15日、第2濃度区14日、部位別濃縮倍率は最も低い可食部で第1濃度区5500倍、第2濃度区9000倍といずれも5000倍を超えていることから、高濃縮性とさせていただきます。

以上2物質、御審議をよろしくお願いいたします。

○池田部会長代理 ありがとうございます。

最初、説明の折にお話になりましたように、この2つの物質につきましては、国が行った分析結果ではなくて、企業からの提出のデータでございますので、資料は委員限りの配付ということでございます。2つの物質につきまして御意見ございましたら。

○米澤委員 2物質の分解度試験に関してコメントしたいと思います。いずれも301Bで、通常私たちがこの審議会では議論しています301Cと方法は違うガイドラインですが、実質的には同じ方法だと考えます。ただ、この試験では分散剤をいずれも使った試験でやられております。通常とそこどころが301Cでやられているのとは違っております。しかし、試験の結果に関しては、ここに出ておりますように理論値に比べて非常に小さな値ということで、難分解という判断に関してはよろしいかと考えております。